

パイプシャフト等の感知器の設置について●

2 F		1 m ² 以上 P S 配水管のみ	
1 F		1 m ² 以上 EPS	※パイプシャフトと認められる部分

- パイプシャフト等の感知器の設置については水平断面積が1 m²以上の場合は原則感知器の設置を指導する（奥行60 cm未満又は水平断面積1 m²未満は設置不要）。ただし、各階又は2の階ごとに水平区画されたパイプシャフト等であって、開口部がなく出火の危険性がないものは感知器を設けないことができる。
- 図で示すようなパイプシャフト等と天井裏が一体となっている場合（図EPS参照）の感知器の設置については、当該パイプシャフト等と認められる部分の警戒面積を警戒できる個数を直上に設置すること。